

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による 病気入院見舞金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。

津山商工会議所は、政府が新型コロナウイルス感染症に係る発生届の範囲を、全国一律に重症化リスクの高い方々に限定するとして発表を受け、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院（いわゆる「みなし入院」）による病気入院見舞金の支払い対象を、2022年9月26日(月)より以下の通り変更します。

<病気入院見舞金の支払い対象の変更について>

政府の方針変更にともない、2022年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方のうち、重症化リスクの高い方々（※）を除き、病気入院見舞金の支払い対象外とさせていただきます。

（※）重症化リスクの高い方々

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊娠中の方

なお、2022年9月25日迄に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対してのお支払いは、重症化リスクの高い方に限らず、これまでどおりの対応を継続いたします。

<今般の見直しの背景等>

これまで弊所では、入院が必要であるものの医療機関の受け入れ態勢等の観点から、以下の対応と場所を満たした入院と同等の状態をみたされている場合において、「みなし入院」として病気入院見舞金をお支払いさせていただいておりました。

・対応

医師による確定診断や感染症法上の届出、健康状態の報告・外出制限など感染症のまん延防止のために必要な事項を守ることが求められることから、実態として医師の管理下にあると考えられる。

・場所

病院の病床のひっ迫等の事情により入院できない状況が発生した結果、宿泊療養・自宅療養を行っている

2022年9月26日以降、重症化リスクが高い方々以外は感染症法上の届出対象ではなくなり、健康観察も行われなくなるため、入院が必要な状態とは言えず、また常に医師の管理下にあるともいえないことから、弊所の定義には合致しなくなるものです。

なお、医療機関や保健所の負担軽減のため、重症化リスクの高い方々であることの確認についても、母子手帳、医療機関で発行される診療明細書等に基づき確認することにより、医療機関や保健所の負担が増加することのないよう留意いたします。